

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 53(オ)826	原審裁判所名	札幌高等裁判所
事件名	損害賠償	原審事件番号	昭和 51(ネ)76
裁判年月日	昭和 54 年 3 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 3 月 16 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 126 号 271 頁		

判示事項	瑕疵の修補が可能な場合に修補を請求することなく直ちに修補に代る損害賠償請求をすることの可否
裁判要旨	仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は、瑕疵の修補が可能なときであつても、修補を請求することなく直ちに修補に代る損害賠償を請求することができる。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人能登要の上告理由について	
<u>仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は、瑕疵の修補が可能なときであつても、修補を請求することなく直ちに修補に代わる損害の賠償を請求することができるものと解すべく、これと同旨の見解を前提とする原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に基づいて原判決を論難するにすぎないものであつて、採用することができない。</u>	
よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。	
(裁判長裁判官 高辻正己 裁判官 江里口清雄 裁判官 服部高顯 裁判官 環昌一 裁判官 横井大三)	

※参考：判例タイムズ 394 号 60 頁、判例時報 927 号 184 頁、金融商事判例 571 号 35 頁